

# 歩道除雪を実施する団体に 歩道除雪機械の購入費を補助します！

## 新潟市除雪機械購入補助金交付制度

「新潟市歩道除雪奨励金交付事業(通称:コミュニティ除雪)」の登録団体を対象に、平成25年度より歩道除雪機械の購入費の一部を補助しています。

### □制度の概要

#### ○対象団体

**新潟市歩道除雪奨励金交付事業に登録する市民団体**

(注)市民団体とは地域コミュニティ協議会、自治会、PTA、ボランティア団体等  
営利を目的としない団体をいいます。



#### ○対象内容

**歩道除雪機械 (ハンドガイド式)**

(注)原則1団体につき1台とし、中古品は対象となりません。



#### ○補助金の交付額

**購入に要する費用の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)**

**上限額 100万円/団体**

**下限額 10万円/団体 (対象事業費の下限額20万円)**

#### ○機械の使用制限

①購入初年度は区建設課主催の操作研修会へ参加(2年目以降任意)

②購入年度から4年間はコミュニティ除雪へ団体登録

③購入年度から4年間は転売・売払い・譲渡・交換・廃棄禁止

(注)上記に違反した場合は、交付された補助金の全額を返還してもらうことになります。

★市貸与機械の注意点★ ～市貸与機械は多くの団体から貸与希望があります～

・市からの貸与機械の貸与限度年数は、原則、貸与機械の使用によって奨励金の交付を受けた年数が5年となった年度を限度としています。(平成25年度より制定)

・市からの貸与機械は市管理道路のみの使用に限られますが、本制度を利用して購入した除雪機械は使用場所に制限がありません。

## □申請～交付決定の流れ

### ○申請書類（下記問い合わせ先またはホームページから入手可能です。）

- ・補助金交付申請書
- ・収支予算書
- ・製品の購入に関する見積書（写しで可）

見積書の徴取及び事業の実施に関しては、市内業者に行うよう努めてください。

### ・その他市長が必要と認める書類

地域コミュニティ協議会、自治会、町内会以外の団体については、団体に関する調書及び規約等の提出が必要です。

### ○申請期限

**7月31日（土日の場合は翌開庁日）まで**

（注）コミュニティ除雪への登録申請は上記申請期限前に行ってください。

（注）申請数が少なく、予算を満たさない場合は申請期限を延長する場合があります。



### ○補助金の交付決定

**交付を決定した事業については補助金交付決定通知書により通知します。**

（注）予算の範囲内で補助金を交付します。予算を超えた場合は、申請があっても補助金の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

### ○事業の実施、実績報告

- ・交付決定通知の後に、事業を実施してください。  
交付決定前に購入したものは補助対象となりません。
- ・事業の実施後、実績報告書（及び添付書類）を提出していただきます。内容確認の結果、事業内容等が適切であると認められた場合は、補助金等確定通知書により通知し、補助金を交付します。

申請先・お問い合わせ先

各区役所 建設課

※この補助制度は、「新潟市コミュニティ活動設備整備補助金交付制度」から小型除雪機械を対象項目から外し、小型除雪機械に特化して新たに創設したものです。